### 療養病床の再編成には次のような効果が期待されます

高齢者の状態にふさわしいサービスを提供します。

- ・医療の必要性が高い高齢者には医療療養病床で医療サービスを提供
- ・医療の必要性が低い高齢者には老健施設や居住系サービス、在宅などで適切な介護サービスを提供

限られた医療保険・介護保険財源を効率的に活用することで、粗く見積もると全体で3,000億円程度の給付費の削減が期待されます。

#### 〔平成24年の粗い見積もり〕

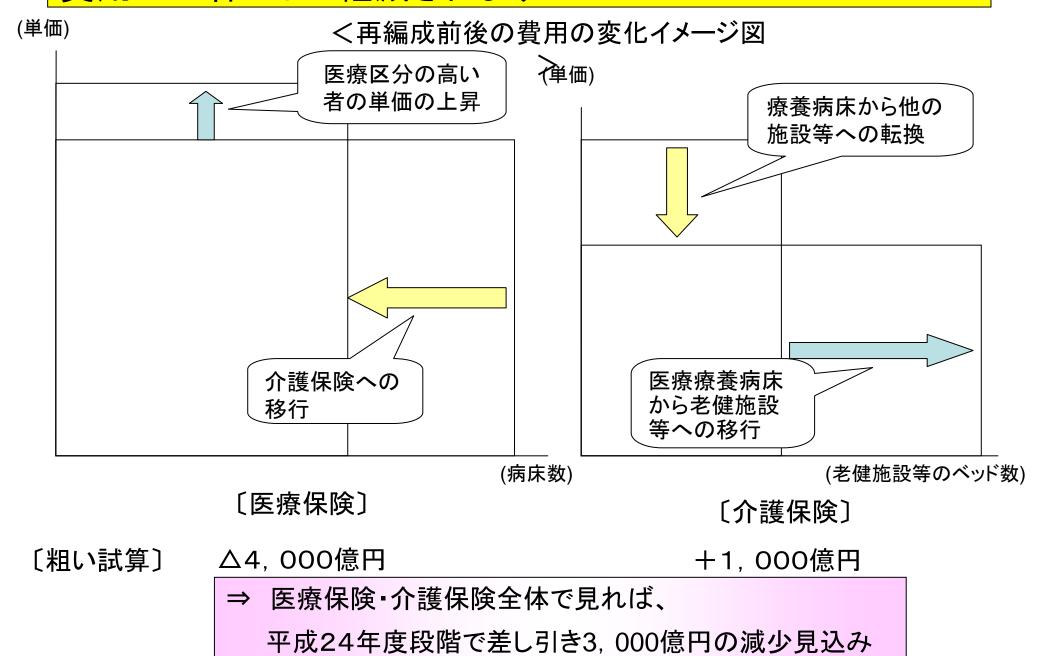
医療給付費	△4,000億円
介護給付費	+1,000億円
差引	△3,000億円

⇒ 高齢者医療に係る都道府県、市町村の公費負担の軽減、保険料の軽減につながる

医師・看護師などの人材の効率的な活用が図られます。

- ・療養病床から急性期病院への人材の再配置を可能とすることにより急性期医療への人 材の重点的投入を実現
- ・看護職員配置の引き上げ等により、医療療養病床の医療の質も向上

## 療養病床再編成により医療療養病床及び介護療養病床の 費用が全体として軽減されます



## 再編成を円滑に進めるためきめ細かく対応します①

医療機関自身がそのまま患者さんの受け皿として老人保健施設などに転換できるよう、様々な転換支援措置を講じます。

#### 医療療養病床を対象とした転換支援措置

- ※医療提供体制施設整備交付金(都道府県交付金)のメニュー項目の 活用も含め対応(~平成19年度)
- ※医療療養病床を老人保健施設又は居住系サービス施設に転換するために要する費用を医療保険財源により助成(平成20年度~)

医療療養病床

介護療養病床



老人保健施設

ケアハウス

有料老人ホーム等

グループホーム

在宅療養支援拠点

#### 医師・看護職員等の配置等が 緩和された経過的類型

注:現行の療養病床のほかに、将来的な 老人保健施設や居住系サービス等 への転換を念頭に移行促進措置を 設ける

## 療養病床が老健施設に転換する場合の施設基準の緩和

注:既存の建物をそのまま活用して老人保健施設に円滑に転換できるよう、 6年間は1床当たり面積を6.4 m(老人保健施設は8㎡)で可とす るなど、経過的に施設基準を緩和

第4期の介護保険事業計画において 病床の転換が円滑に行われるよう 参酌標準を見直し

(健保法改正法の附則で措置)

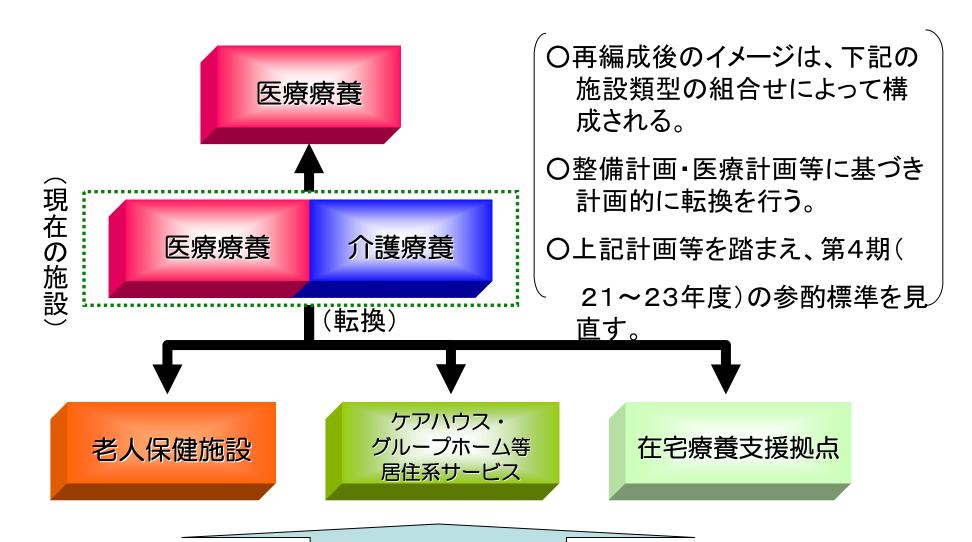
#### 各都道府県の地域ケア整備構想の策定 を支援(H19夏〜秋頃目途)

注:第4期も含む地域での療養病床転換の 方針を明確化。このため各都道府県 は医療機関へのアンケート調査を実施

#### 介護療養病床を対象とした転換支援措置

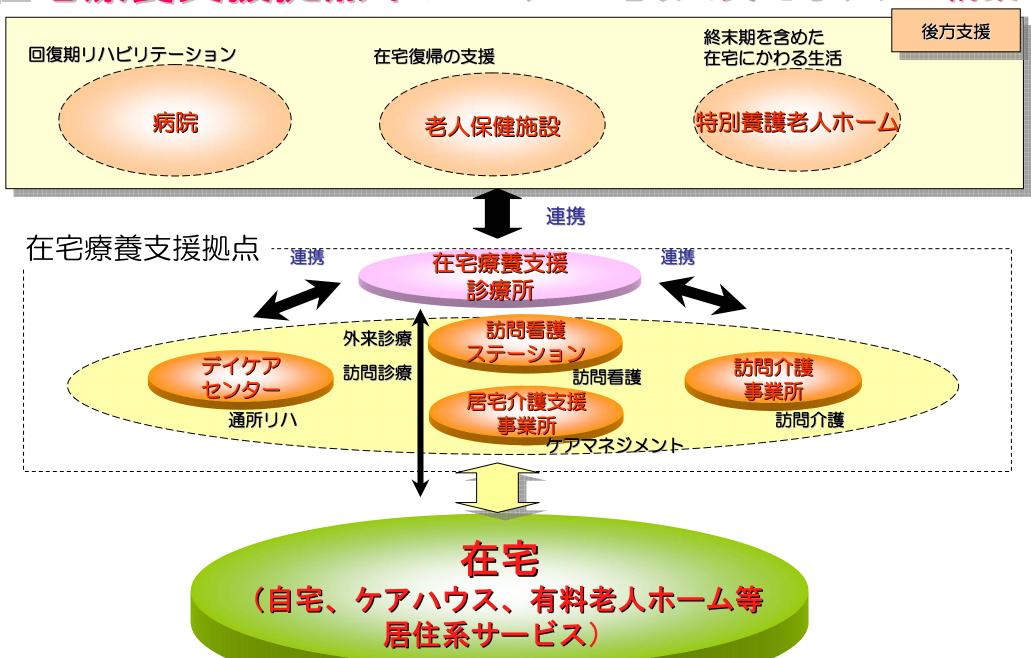
※市町村交付金による支援 介護療養型医療施設等の機能転換を促進

# 療養病床の再編成のイメージ



転換助成金(医療・介護)

## 在宅療養支援拠点イメージ~地域で支えるケアの構築へ



## 再編成を円滑に進めるためきめ細かく対応します②

- 療養病床は地域的偏在が大きいことから、地域の特性に応じた対応が必要です。
- ・そこで、将来の高齢化の状況を踏まえつつ、地域の状況に応じた転換を円滑に進めるため、各都道府県において「地域ケア整備構想」を平成19年夏~秋頃を目途に策定し、地域としての23年度末までの毎年度の対応方針を明らかにします。

#### 〔地域ケア整備構想(仮称)のイメージ〕

- ① 地域ケア体制の整備の方針
  - 療養病床の再編成を踏まえた、都道府県における地域ケア体制整備の基本的な 考え方を提示。
- ② 地域のサービスニーズ・利用見込みについて
  - 療養病床の再編成とともに、将来的な高齢化の進展や独居世帯等の増加等を 踏まえたサービスニーズを施設・在宅の介護サービスに止まらず、住まいや 在宅医療も含めて中長期・短期にわたって提示。
- ③療養病床の転換について
  - 療養病床の年次別圏域別転換計画を提示
- ※都道府県は、上記の「地域ケア整備構想(仮称)」を踏まえ、「介護保険事業支援計画」、「医療計画」及び「医療費適正化計画」を策定します。
- ※策定に当たっては市町村との連携を図ります。